

総合評価落札方式の落札者決定基準

令和8年(2026年)4月

後志総合振興局産業振興部農村振興課

I-2 簡易型総合評価落札方式 施工実績審査タイプ（評価点事後審査方式）

1 落札者の決定方法

本工事は、次の方法により価格、技術評価項目及び施工体制を評価し、落札者を決定する。

(1) 価格の評価（価格評価点の算出）

予定価格内で応札した者には、積算能力評価点として20点を付与する。

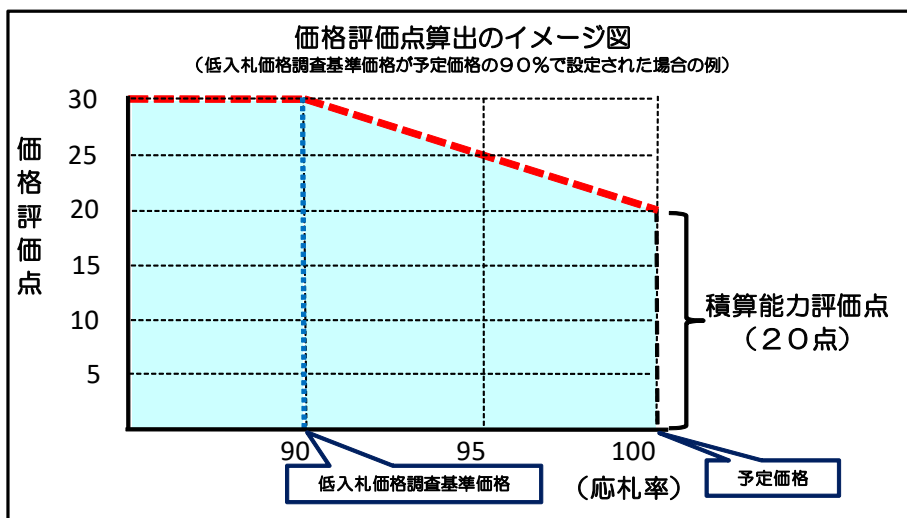
なお、各応札者の価格評価点の算出方法は以下による。

ア 低入札価格調査基準価格以上予定価格以下で応札した者

$$\text{価格評価点} = 100 \times \{1 - (\text{入札額} / \text{予定価格})\} + 20$$

イ 低入札価格調査基準価格未満で応札した者

$$\text{価格評価点} = 100 \times \{1 - (\text{低入札価格調査基準価格} / \text{予定価格})\} + 20 \text{ (一定)}$$



(2) 技術評価項目の評価（落札候補者の技術評価点の審査及び評価）

技術評価項目の評価は、入札価格が予定価格の制限の範囲内である者のうち、上記(1)に示す価格評価点と「評価点事後審査方式自己採点申請書」（以下、「自己採点申請書」という。）より算出した評価値の最も高い者を落札候補者として選定後、次表に基づき技術評価点の審査及び評価を行うものとし、技術評価点の最高点数は20点とする。

次ページに続く

技術評価項目	評価基準			評価点	施工実績	
	評価基準	評価点	配点		小計	
企業の 施工能力等	工事施行成績 北海道発注工事の当該工事と同じ入札参加資格による工事施行成績の平均点は、過去2年間の平均点を基本とする。ただし、過去2年間に実績の無い企業は当面の措置として、過去4年間の平均点で評価する。	93点 ≤ 平均点	7.50	7.5		
		91点 ≤ 平均点 < 93点	7.00			
		89点 ≤ 平均点 < 91点	6.50			
		87点 ≤ 平均点 < 89点	6.00			
		85点 ≤ 平均点 < 87点	5.50			
		83点 ≤ 平均点 < 85点	5.00			
		81点 ≤ 平均点 < 83点	4.50			
		79点 ≤ 平均点 < 81点	4.00			
		77点 ≤ 平均点 < 79点	3.50			
		平均点 < 77点	3.00			
	北海道農政部工事等優秀業者表彰(道新技術・新製品開発賞含む)	過去1～3年間に表彰あり	1.00	1.0		
		過去4～5年間に表彰あり	0.50			
	ISOマネジメントシステムの取得	ISO9001を取得	0.50	0.5		
	なし	0.00				
過去10年間の同種工事の経験	同種工事の実績が当該工事規模以上	1.00	1.0			
	同種工事の実績が当該工事規模の1/2以上	0.75				
	同種工事の実績が当該工事規模の1/2未満	0.50				
	なし	0.00				
地域精通度（施工実績）	過去5年間に工事箇所と同じ市町村管内	1.00	1.0			
	過去10年間に工事箇所と同じ市町村管内	0.90				
	過去5年間に工事箇所と隣接する市町村管内	0.70				
	過去10年間に工事箇所と隣接する市町村管内	0.60				
	過去5年間に工事箇所と同じ（総合）振興局管内	0.40				
	過去10年間に工事箇所と同じ（総合）振興局管内	0.30				
上記以外	0.00					

前ページからの続き

配置予定技術者	主任（監理）技術者の資格	技術士又は有資格期間5年以上の一級土木施工管理技士・一級建設機械施工技士	1.00	1.0	2.5	
		一級土木施工管理技士・一級建設機械施工技士	0.75			
		（有資格期間10年以上）二級土木施工管理技士・二級建設機械施工技士	0.50			
		（有資格期間5年以上）二級土木施工管理技士・二級建設機械施工技士	0.25			
		上記以外	0.00			
	主任（監理）技術者の継続教育	C P D の証明あり（推奨単位以上取得）	0.50	0.5		
		なし	0.00			
	主任（監理）技術者の（総合）振興局優秀技術者等表彰	過去1～3年間に表彰あり	0.50	0.5		
		過去4～5年間に表彰あり	0.25			
		なし	0.00			
主任（監理）技術者等の配置経験	過去5年間に同種工事の配置経験あり	0.50	0.5			
	過去10年間に同種工事の配置経験あり	0.25				
	なし	0.00				
担い手の育成・確保	技術者の追加配置		一級・二級土木施工管理技士又は一級・二級建設機械施工技士・一級土木施工管理技士補・一級建設機械施工技士補の追加配置あり	0.50	0.5	
			なし	0.00		
	地域での選択項目	技術職員の育成・確保	項目数は4項目以上、配点に応じて適宜設定	参考値	2.5	
			①若年技術職員の育成・確保	技術職員の35歳未満の割合が15%以上又は新規技術者（35歳未満）が1%以上		0.50
				上記該当なし		0.00
			②技術職員総数の確保	技術職員の総数が、同数以上		0.50
				技術職員の総数の減少が1～2人、又は、減少率が4%以下		0.25
			技術職員の総数の減少が3人、又は、減少率が6%以下	0.10		
			上記該当なし	0.00		
		新規の雇用		過去5年間に新規の雇用あり		0.50
				なし		0.00
		労働環境改善	雇用環境への取組 ※（区分変更）	建設雇用への取組あり（①建設雇用改善優良事業所表彰 ②通年雇用 ③奨学金に関する支援の取組）		0.50
	なし			0.00		
	仕事と家庭の両立支援の取組		仕事と家庭の両立支援の取組あり	0.50		
		なし	0.00			
	高齢者継続雇用		高齢者継続雇用の取組あり	0.50		
			なし	0.00		
女性の活躍支援		女性の活躍支援の取組あり	0.50			
		なし	0.00			
ICT活用の取組		前年度の当該（総合）振興局発注の「ICT活用モデル工事」でICT施工に取組・完成した実績あり	0.50			
		なし	0.00			
地域の守り手確保	地域の安全・安心貢献度	主たる営業所の所在地	工事箇所と同じ市町村管内	1.00	1.0	
			工事箇所と隣接する市町村管内	0.75		
			工事箇所と同じ（総合）振興局管内	0.50		
			上記以外	0.00		
			農業農村の有する多面的機能の維持増進活動	過去3カ年度継続した活動		1.00
			過去2カ年度継続した活動	0.75		
			継続していない複数年度の活動	0.50		
			単年度の活動	0.25		
			なし	0.00		
	地域社会貢献	地域での選択項目	項目数は4項目以上、配点に応じて適宜設定		参考値	4.0
			緊急時の応急措置の実績	過去5年間に工事箇所と同じ（総合）振興局管内の実績あり	0.50	
				なし	0.00	
			多様な雇用への取組	いずれかに該当あり（①障がい者の就労支援、②協力雇用主制度）	0.50	
			なし	0.00		
環境対策の認定制度等			登録又は認証あり	0.50		
			なし	0.00		
季節労働者等の雇用実績			過去5年間に工事箇所と同じ市町村及び隣接市町村管内の実績	0.50		
			過去5年間に工事箇所と同じ（総合）振興局管内の実績	0.25		
			なし	0.00		
地域経済への波及	地域企業の活用	適用1	20%以上	0.50	2.0	
		地域内企業の活用比率	10%以上20%未満	0.25		
			10%未満	0.00		
	地域経済活性化評価	工事予定入札額の5.0%以上	0.50			
		工事予定入札額の2.5%以上	0.25			
	なし	0.00				
計（満点）					20.0	
減点項目					評価基準	配点
過去6か月の措置による減点					重要な契約不適合に伴う修補（損害賠償）請求を受けた事例あり	-1.0
					総合評価方式において技術評価項目の不履行を行った事例あり	-1.0

※工事箇所と隣接する市町村管内は次のとおり。

（工事箇所が仁木町の場合は、俱知安町、共和町、古平町、余市町、赤井川村） ・ （工事箇所が蘭越町の場合は、寿都町、黒松内町、ニセコ町、俱知安町、共和町、岩内町）

（工事箇所が共和町の場合は、俱知安町、蘭越町、岩内町、古平町、仁木町、泊村） ・ （工事箇所が真狩村の場合は、ニセコ町、喜茂別町、留寿都村）

（工事箇所が赤井川村の場合は、小樽市、余市町、仁木町、俱知安町、京極町） ・ （工事箇所が余市町の場合は、小樽市、仁木町、古平町、赤井川村）

(3) 施工体制の評価（施工体制評価点の算出）

施工体制の評価は、必要がないと認められる場合を除き、開札後に応札した者から「施工体制に係る積算内訳説明書」の提出を求め、その内容を確認し評価する。

なお、必要に応じて積算内訳説明書の記載内容についてヒアリングを実施できることとし、その際には別途追加資料を求めることができるものとする。

ア 施工体制が十分確保されている場合は、評価Aとして15点を付与する。

イ 施工体制が概ね確保されている場合は、評価Bとして5点を付与する。

ウ 施工体制の確保がされない恐れがある場合は、評価Cとして0点とする。

(4) 評価項目の説明

ア 企業の施工能力等

(ア) 工事施行成績は、過去2年間の平均点を基本とする。ただし、過去2年間に実績がない企業は、当面の措置として過去4年間（鋼橋上部工事については、過去8年間）の平均点で評価する。

これによっても実績がない企業は65点として扱う。

（鋼橋上部工事の場合）

過去8年間は、当該年度の前年度から起算するものとし、8年前の1月1日から前年度の12月31日までに完成通知を受け、その後引渡が完了した工事として設定する。

（公告日が令和8年度の場合、平成30年1月1日から令和7年12月31日までに完成通知を受け、その後引渡が完了した工事とする。なお、工事完成検査及び引渡は次年になる場合も対象となる。）

(イ) 工事施行成績の評価対象は、全道における各（総合）振興局調整課又は農村振興課の発注工事で、令和6年1月1日から令和7年12月31日までに元請けとして完成通知を受け、その後引渡が完了した当該工事と同じ入札参加資格の種類による工事とする。

(ロ) 工事施行成績の平均点は、小数第2位を切り捨て1位止めとする。

(ハ) 工事等優秀業者表彰（北海道新技術・新製品開発賞含む）の評価対象は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの期間とする。また、工事等優秀業者表彰は、この期間に当該工事と同じ入札参加資格の種類により受賞した表彰とする。

(ニ) ISOマネジメントシステムの評価対象は、有効期限が公告日以後のものとする。

(ホ) 同種工事の実績は、平成28年4月1日から令和8年3月31日までの期間に元請けとして完成通知を受け、その後引渡が完了した当該工事と同種工事とする。

(ヘ) 同種工事とは当該公告で求めた同種工事とする。

(ニ) 当該公告で求めた同種工事とは、北海道及び開発局並びに市町村などの官公庁のほか、土地改良区や農業開発公社などが発注した同種工事とする。

(ホ) 当該工事規模とは、公告で求めた工事規模ではなく、当該工事規模とする。

(ロ) 地域精通度（施工実績）の対象は、平成28年4月1日から令和8年3月31日までの期間に元請として完成し引渡が完了した最終請負金額5百万円以上の工事とする。

(ハ) 地域精通度（施工実績）に該当する工事が複数ある場合は、評価が最も高くなると予想される工事を1つ選択の上、施工実績を証明する資料として、コリンズ（工事実績情報サービス）の登録内容確認書（工事実績）の写しを提出する。

イ 配置予定技術者

(ア) 有資格期間は、当該工事の公告時点における有資格年数とする。

(イ) 技術士分野は、農業部門（選択科目「農業土木」・「農業農村工学」）及び建設部門とする。

(ロ) 継続教育の種類及び推奨単位は、次のとおりとする。

団体名	単位	推奨単位				
		1年間	2年間	3年間	4年間	5年間
(一社)全国土木施工管理技士会連合会	エフ	20以上	40以上	60以上	70以上	80以上
(公社)土木学会	単位	50以上	—	—	—	—
(公社)日本技術士会	単位	50以上	—	150以上	—	—
(公社)農業農村工学会技術者継続教育機構	CPD時間	50以上	—	—	—	—
上記以外の団体		各団体の推奨単位とする。				

(イ) 推奨単位の1年間は、令和7年度に取得した単位とする。

(ロ) 推奨単位の2年間以上は、令和7年度を含めた期間に取得した単位とする。（2年間の場合、令和6年度及び令和7年度の2年間）

農業農村工学会技術者継続教育機構の場合は、認定確定の8月を基準日とした期間とする。

令和8年8月公告の場合まで：令和7年8月に証明された期間

令和8年9月公告の場合以降：令和8年8月に証明された期間

- (カ) 優秀技術者等表彰は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの期間に配置予定技術者が受賞した表彰とする。
- (キ) 優秀技術者等表彰は、入札参加者の申請に基づき、各(総合)振興局管内の兼任予定の他工事と重複して評価しない。

(ク-1) 優秀技術者等表彰の申請は、他の工事と重複して落札するまで申請ができる。

ただし、同一の技術者で複数の工事に重複して申請し先行する工事で落札予定者となった場合は、当該工事の評価は、0点として評価値を算出する。

なお、先行する工事とは、入札日の早い順(同一入札日に複数申請している場合は、入札整理番号順)で判断することとし、評価点事後審査方式を含むものとする。

また、同一入札日であっても当該工事が施工体制評価において積算内訳説明書の提出を求める必要があり、積算内訳説明書の確認・審査後でなければ施工体制評価点が確定しない工事(以下、「提出対象工事」という。)がある場合は、先に提出対象工事以外の工事を入札整理番号順に判断し、その後、提出対象工事を入札整理番号順に判断する。

(ク-2) 評価対象は、表彰時に在籍していた会社と同一の所属として申請された場合に限るものとし、表彰時と異なる会社で申請された場合は評価しないものとする。

ただし、表彰受賞後に合併、事業譲渡があった場合は、「表彰時に在籍していた会社」を合併後存続会社及び譲受会社として取り扱って差し支えない。

(ケ) 「優秀技術者等感謝状贈呈事務取扱要領第2(3)」に基づく感謝状については、評価しない。

(コ) 配置経験は、平成28年4月1日から令和8年3月31日までの期間に引き渡し完了した工事で、配置予定技術者が主任技術者、監理技術者、現場代理人、現場技術員として配置した経験とする。

(ク) 配置経験は、当該公告で求めた同種工事とし、工事規模は問わない。

(ク) 当該公告で求めた同種工事とは、北海道及び開発局並びに市町村などの官公庁のほか、土地改良区や農業開発公社などが発注した同種工事とする。

(ク) 技術評価項目申請提案書を提出する際、配置予定技術者を特定できず複数の候補者がいる場合は、各候補者の中から評価が最も低い1名で申請すること。

(申請した配置予定技術者と実際の配置技術者が異なることは問題ないが、申請した配置予定技術者の評価より実際の配置技術者の評価が下がる場合、減点の対象となるので注意すること。)

(ケ) 表彰を評価された配置予定技術者(以下、予定技術者)により工事(以下、表彰評価工事)を受注したが、実際には別の技術者を配置した場合、表彰評価工事が完成するまでは、他工事の入札参加申請で当該予定技術者の表彰は評価しない。

ウ 担い手の育成・確保

(ア) 技術者の追加配置は、一級又は二級土木施工管理技士、一級土木施工管理技士補、一級又は二級建設機械施工管理技士、一級建設機械施工技士補の資格を有し、他工事の主任(監理)技術者となっていない者を当該工事の主任(監理)技術者に加えて配置した場合に評価する。

(イ) 技術職員の育成・確保は、次のa、bの中から、評価点の大きいものを評価点とする。

a ①若年技術職員の育成・確保

公告日の直近通知日の経営事項審査の「若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況」において、加点評価された企業を評価する。

b ②技術職員総数の確保

技術職員の確保は、直近の経営事項審査申請時の技術職員の総数が、公告日の直近の前の通知日の経営事項審査申請時の技術職員の総数と比較して同数以上、又は、3人以下若しくは6%以下の減少の場合に評価する。

エ 地域の守り手確保

(ア) 主たる営業所とは次のいずれかに該当するものをいう。

a 建設業許可申請書別表(建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)様式1号別表)の「主たる営業所」欄に記載されているもの。

b 会社法第27条の本店で、かつ建設業法第3条の許可を有している営業所。

(イ) 農業農村の有する多面的機能の維持増進活動は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの期間において活動した実績を評価対象とする。

オ 地域での選択項目

担い手の育成・確保、地域の守り手確保の各技術評価項目の詳細については、別表イによる

カ 地域経済活性化評価

(ア) 地域の商工業者から工事資材や物品等の調達する計画を評価対象とする。

(イ) 評価対象とする地域は、工事箇所と同じ市町村管内

- (ウ) 評価対象とする調達内容
- a 建設機械のリース及び油脂類等
 - b 工事資材等
 - c 工事標識等
 - d 現場労務者及び現場従業員に係る費用等
 - ・慰安、娯楽に要する費用
 - ・作業用具及び作業被服
 - ・食事に要する費用等
 - e 事務用消耗品、新聞、参考図書等の購入
- (イ) 地域経済活性化評価計画の提出
 地域経済活性化評価の計画の有無を、様式-7 に記入のうえ提出すること。
 また、契約後は、施工計画書提出時に、資材の調達予定内訳（品目、規格・寸法、数量、金額）を書面（様式任意）で提出すること。
- (オ) 地域経済活性化率は、次式により算出する。

$$\text{地域経済活性化率} = \frac{\text{調達予定金額 (円)}}{\text{工事予定入札額 (円)}} \times 100 (\%)$$

※地域経済活性化率は、小数第2位を切り捨て1位止めとする。

- (カ) 履行確認
- a 工事完成後に、地域経済活性化評価（実績）調書（様式-8）の提出を求める。
 - b 支出証拠書類等により履行を確認する。
 なお、設計変更等で当初請負金額が増額又は減額となった場合は、設計変更の内容を考慮し地域経済活性化率の履行を確認する。

キ 減点項目

- (7) 当該工事の公告日の月の7か月前から2か月前までの6か月間（例：公告日が令和8年2月6日の場合、令和7年7月1日から令和7年12月末日）に、全道の（総合）振興局調整課又は農村振興課が発注する工事において、次に該当する事例があった場合には、技術評価点を減点する。
- a 重要な契約不適合に伴う修補の請求、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償の請求を受けた場合
 なお、該当の有無は修補（損害賠償）請求日で判断する。
 - b 総合評価落札方式において、工事施行成績の減点を伴う技術評価項目の不履行を行った場合
 なお、該当の有無は工事検査日で判断する。

ク 共同企業体で申請する場合の取扱い

- (7) 各技術評価項目に対する評価方法等は、次表のとおりとする。

技術評価項目		評価方法等
企業の施工能力等	工事施行成績	各構成員の平均点の単純平均とする。
	工事等優秀業者表彰	各構成員のうち、最も高いものを評価点とする。
	I S Oマネジメントシステム	
	同種工事の経験	
地域精通度（施工実績）	各構成員のうち、最も高い評価点となり得るものを評価する。	
配置予定技術者	資格	各構成員の配置予定技術者がすべて特定できる場合は、各構成員のうち、最も高いものを評価点とする。
	継続教育	
	優秀技術者等表彰	
	配置経験	
担い手の育成・確保	技術者の追加配置	構成員のいずれかにおいて申請した場合に評価する。

技術評価項目		評価方法等
	技術職員の育成・確保	各構成員のうち、最も高い評価点となり得るものを評価する。
	新規の雇用	
	雇用環境への取組	
	仕事と家庭の両立支援	
	高年齢者継続雇用	
	女性の活躍支援	
	I C T活用の取組	
	地域独自設定項目	地域の実情・評価項目に応じて各発注機関で評価方法等を設定する。
地域の守り手確保	主たる営業所	各構成員のうち、最も高い評価点となり得るものを評価する。
	多面的機能の維持増進活動	
	緊急時の応急措置	
	多様な雇用への取組	
	環境対策の認定制度等	
	季節労働者等の雇用実績	
	労働安全衛生活動	
	地域独自設定項目	地域の実情・評価項目に応じて各発注機関で評価方法等を設定する。
	地域企業の活用	各構成員のうち、最も高い評価点となり得るものを評価する。
	地域経済活性化評価	各構成員の合計で評価する。
減点項目	重要な契約不適合の修補請求	構成員のいずれかに該当する事実がある場合に減点する。
	技術評価項目の不履行	

(イ) 企業の施工能力等に係る補足

- a 構成員ごとの工事施行成績の平均点を単純平均する。この場合の平均点も、小数第2位を切り捨て1位止めとする。
- b 乙型共同企業体（分担施工方式）の場合の工事施行成績は、分担する工事と同じ入札参加資格による工事のものを対象とする。
- c 工事等優秀業者表彰及びISOマゼットシステムは、構成員のいずれかの該当により評価する。

ケ 共同企業体の構成員としての実績の取扱い

(7) 工事施行成績

- a 共同企業体で施工した場合における工事施行成績は、各構成員が単独で施工した実績とみなして評価する。ただし、評価対象は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
- b 乙型共同企業体（分担施工方式）で施工した場合は、分担した工事の入札参加資格による工事施行成績の実績として評価する。

(イ) 施工実績

共同企業体で施工した場合における施工実績は、各構成員が単独で施工した実績とみなして評価する。ただし、評価対象は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。

(ウ) 減点項目

共同企業体で施工した工事における重要な契約不適合に伴う修補（損害賠償）請求、又は総合評価落札方式における技術評価項目の不履行の事例は、各構成員が単独で施工した工事における事例とみなして減点対象とする。

コ 合併等の取扱い

(7) 合併の場合

合併の事実発生日が、当該工事の入札参加資格審査申請書等の申請以前の場合は、合併存続会社と合併消滅会社の双方の実績等を評価対象とする。

- (f) 事業譲渡の場合
 - a 事業の全部譲渡の場合
事業譲渡の事実発生日以後、譲渡会社の実績等は、譲受会社の実績等として評価対象とする。
 - b 事業の一部譲渡の場合
事業譲渡の事実発生日をもって、譲渡会社の実績等を譲受会社の実績等とすることができる。ただし、この場合、事実発生日以後の総合評価方式による他の入札において、譲渡会社の実績等はすべて消滅したものとみなして、評価対象外とする。
- (g) 会社分割の場合
事業譲渡の場合に準ずる。
- (h) (7)、(f)において、合併存続会社又は譲受会社が、次のいずれかに該当する場合は、合併消滅会社又は譲渡会社の実績等は、合併存続会社又は譲受会社に継承しない。
 - a 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく手続き開始の申立てがなされた会社である場合。
 - b 破産法（平成16年法律第75号）による破産申立てがなされた会社である場合。
 - c 精算手続き中の会社（事業活動を目的とせず、精算の目的の範囲内で存続する会社）である場合。
 - d 休眠会社（建設業法第29条第3号の規定による許可の取消の要件に該当する事業活動を一年以上休止している会社）である場合。

(5) 評価値の算出方法

評価値＝価格評価点＋技術評価点＋施工体制評価点

ア 技術評価点の評価及び審査

発注者は、入札価格が予定価格の制限の範囲内である者のうち、落札者決定基準において示す総合評価の方法及び落札者の決定方法により得られた数値（以下、「評価値」という。）を、「入札金額」と「自己採点申請書」により算出し、評価値の最も高い第一順位の者を落札候補者とする。

落札候補者の技術資料に基づく審査は、評価値の最も高い第一順位の落札候補者について行うものとし、技術資料の審査の結果、第一順位の落札候補者の自己採点に誤りがあり、評価値の順位に変動が生じた場合は、評価値の高い方から第二順位の者を落札候補者として選定し、技術資料に基づく審査を行うものとする。なお、第二順位の落札候補者の自己採点に誤りがあり評価値の順位に変動が生じた場合は、評価値の高い方から第三順位の者を落札候補者とし、以降、順位に変動が生じない時点まで、順に審査及び評価を行う。

なお、入札参加者が「自己採点申請書」により行った各項目の自己採点を超える評価は行わない。

(6) 落札者の決定

ア 地方自治法施行令第167条の10の2第2項に規定する場合を除き、入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者のうち、(4)によって得られた評価及び審査後の評価値の最も高い者を落札者とする。

イ アの評価値の高い者が2人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定する。

2 責任の所在

発注者が技術評価項目を適正と認めた場合においても、技術評価項目に係る施工に関する受注者の責任は軽減されるものではない。

3 技術評価項目に係る履行確認

簡易な施工計画、配置予定技術者、担い手の育成・確保（技術者の追加配置、※地域独自設定項目）、地域の守り手確保（地域企業の活用、※地域独自設定項目、地域経済活性化評価）に係る技術評価項目については、工事完了時において履行状況について確認を行う。（※地域独自設定項目は、履行確認が必要となる場合に該当）

4 技術評価項目に係るペナルティ

技術評価項目について、受注者が自らの責によりを遵守することができない場合は、工事施行成績評定採点表の評定点合計から減点するものとし、その内訳は次のとおりとする。

なお、受注者の責によらない場合は、自然災害又は特別な事情がある場合をいい、この場合は、発注者及び受注者が別途協議して決定する。

(1) 配置予定技術者

ア 減点は、交代した技術者の資格、継続教育、優良現場代理人表彰、配置経験の合計点が、入札時に評価したものより劣り、評価が下がる場合に実施する。

なお、技術者の交代の理由が、死亡や健康上の理由、退職等など、やむを得ない場合においても評価が下がれば減点する。

イ 減点数は、評価が下がる項目の組合せに応じて、最大5点とする。

ウ 追加技術者が交代する場合において、評価基準に該当しないことが判明した場合は、減点5点とする。

(2) 担い手の育成・確保、地域の守り手確保の不履行による減点

ア 申請のあった計画に対して、明らかに不履行が認められ、入札時の評価が下がる場合に減点する。

イ 減点数は、1項目当たり一律5点とする。

表イ

技術評価項目	留意事項等
新規の雇用	<p>【評価対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価対象は以下いずれかの企業を評価対象とする。 (ア) 過去5年間に於いて、学校教育法に定める高校、高専、大学、大学院、専修学校等や職業能力開発促進法に基づく公共職業能力開発施設を卒業・修了した者を（卒業・修了年度を含む4か年度以内）雇用した企業。 (イ) 過去5年間に於いて、建設業の許可を受けている企業に従事していた離職者を雇用した企業。なお、自社で解雇した職員を再び雇った場合は評価の対象としない。 <p>なお、(ア)と(イ)のいずれの場合においても、対象者は次の要件を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和8年4月1日時点で3か月を超える雇用関係にある者とする。（継続雇用とは、期間の定めのない雇用契約労働者（いわゆる正規雇用）とする。 ・採用時点において、満35歳未満の者とする。 <p>※対象年齢の拡大や、高齢者雇用安定法に基づき雇用した企業を評価対象とするなど、地域の就労環境に応じて、（総合）振興局で独自に評価対象の条件等を設定できる運用とする。</p> <p>【評価期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去5年間は、当該年度の前年度から起算するものとし、5年前の4月1日から前年度の3月31日までの期間。 <p>（公告日が令和8年度の場合、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの期間）【評価基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガイドラインの評価基準は適用しない。
雇用環境への取組	<p>【評価対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価対象は以下のいずれかの企業を評価対象とする。 (ア) 道内に存する営業所（建設業法第3条）における「建設雇用改善優良事業所」北海道知事表彰を受けた企業。 (イ) 令和7・8年度の北海道建設工事等競争入札参加資格審査において、「通年雇用」で評価された企業。 (ウ) 若年者雇用の取組として、職員の奨学金返還、又は学生等内定者への奨学金給付の支援に取り組む企業。 <ul style="list-style-type: none"> ・奨学金返還の支援（代理返還等）、又は奨学金支給（給付団体への出資を含む）を行っている、又は行う規定を設けている企業。 ・道内市町村の奨学金返還支援制度の認定（登録）企業となっている企業。 ・独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）のホームページにおいて企業の奨学金返還支援（代理返還）制度に登載されている企業。 <p>【評価期間等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（ア）について、過去10年間の表彰の受賞を評価する。 <p>過去10年間は当該年度の前年度から起算するものとし、10年前の4月1日から前年度の3月31日までの期間に受賞した表彰として設定する。</p> <p>（公告日が令和8年度の場合：平成28年4月1日から令和8年3月31日までの期間とする。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（ウ）は当該年度において、企業のホームページへの掲載、求人票・社内規約・その他企業の支援があることを確認できる書類（写し）の提出があった企業。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表彰状の写しの提出を求める。
仕事と家庭の両立	<p>【評価対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該工事の入札参加資格審査申請書等の申込締切日の前日時点で、次のいずれかの企

<p>支援の取組</p>	<p>業を評価対象とする。(認定期間や計画期間の終了日が公告日以降のものを有効)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「北海道働き方改革推進企業認定制度」の「仕事と子育て・介護等の両立」の取組分野に該当があり、認定証の写しの提出があった企業。 ・「北海道あったかファミリー応援企業」として認定され、認定証の写しの提出のあった企業。 ・次世代育成支援対策推進法に規定する「一般事業主行動計画」の策定・届出を行い、当該計画策定届（変更届）の提出のあった企業。
<p>高年齢者継続雇用</p>	<p>【評価対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次のいずれかの企業を評価対象とする ①令和7・8年度の北海道建設工事等競争入札参加資格審査における「高年齢者継続雇用対策」の審査において評価された企業。 ②前年度の4月1日時点において、満65歳以上の高年齢者を雇用しており、当該年度の4月1日時点においても同一の高年齢者を継続して雇用していることを確認できた企業を評価対象とする。 <p>補足（②について）</p> <p>公告日が令和8年度の場合、令和7年4月1日時点において、満65歳以上の高年齢者を雇用しており、令和8年4月1日時点においても同一の高年齢者を継続して雇用していることを確認できた企業を評価する。令和7年4月1日が満65歳の誕生日の人を令和7年4月1日に雇用し、令和8年4月1日まで雇用した場合は評価対象となる。</p> <p>また、評価対象の高年齢者は、下記の①から③のいずれかの雇用形態に該当する場合とする。ただし、会社の役員等の場合で、雇用保険の適用外となる「代表取締役」、「監査役」、「合名会社・合資会社・合同会社の社員」及び「有限会社の取締役のうち会社を代表する取締役」は評価の対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①雇用期間の定めのない雇用契約労働者。 ②一定期間（1か月、6か月等）を定めて雇用されるものであっても、その雇用期間が反復更新されて事実上①と同一の状態にあると認められる者。 ③日々雇用される者であっても、雇用契約が更新されて事実上①と同様の状態にあると認められる者。 <p>【その他】</p> <p>入札参加者には、下記の1～3のいずれかの書類の提出を求める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 資格確認書の写し及び雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し。 2. 雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し及び出勤簿や賃金台帳等の雇用していることを証明する書類の写し。 3. 雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し及び雇用保険被保険者資格喪失確認通知書の写し。
<p>女性の活躍支援</p>	<p>【評価対象】</p> <p>次のいずれかの企業を評価対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和7・8年度の北海道建設工事等競争入札参加資格審査における「女性活躍支援」の審査において評価された企業。 ・「北海道働き方改革推進企業認定制度」の「女性」の取組分野に該当があり、認定証の写しの提出があった企業。(認定期間の終了日が公告日以降のものを有効) ・「北海道なでしこ応援企業」として認定され、認定証の写しの提出のあった企業。(認定期間や計画期間の終了日が公告日以降のものを有効) ・当該工事の入札参加資格審査申請書等の申込締切日の前日時点で、女性活躍推進法に規定する「一般事業主行動計画」の策定・届出を行い、当該計画策定届（変更届）の提出のあった企業。(計画期間の終了日が公告日以降のものを有効)

ICT活用の取組	<p>【評価対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 過去1年間に当該総合振興局でICT活用モデル工事を受注し取組を行って完成した実績がある場合に評価対象とする。 <p>【評価期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 過去1年間の実績を評価する。 (公告日が令和8年度の場合、令和7年4月1日～令和8年3月31日までの期間に完成した工事を対象とする。)
緊急時の応急措置の実績	<p>【評価対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該(総合)振興局管内で災害などの緊急時の応急措置の実績を評価対象とする。 <p>【評価期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 過去5年間は当該年度の前年度から起算するものとし、5年前の4月1日から前年度の3月31日までの期間に緊急時の応急措置の実績として設定する。 (公告日が令和8年度の場合：令和3年4月1日から令和8年3月31日までの期間とする。) <p>【評価基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時の応急措置は、災害時の応急工事、災害・事故等による緊急出動や施工などの対応とする。 ・ 過去5年間に1回以上実績がある場合に評価する。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 活動内容及び活動時期が客観的に判断できる資料(感謝状、お礼状、新聞記事の写しなど)の提出を求める。
多様な雇用への取組	<p>【評価対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価対象は以下のいずれかの企業を評価対象とする。 ・ 令和7・8年度の北海道建設工事等競争入札参加資格審査における「障がい者の就労支援」の審査において評価された企業、又は北海道働き方改革推進企業認定制度の「障がい者」の取組分野に該当があり、写しの提出を行った企業。 (北海道働き方改革推進認定制度の認定期間の終了日が公告日以降のものを有効とする。) ・ 保護観察所に協力雇用主として登録されている企業。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護観察所が発行する証明書の写しの提出を求める。
環境対策の認定制度等	<p>【評価対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価対象は以下のいずれかの認定又は認証登録により評価する。 ・ 評価対象とする認定制度等の種類は、ISO14001、北海道グリーン・ Biz認定制度「優良な取組」部門、北海道環境マネジメントシステムスタンダード(HES)、エコアクション21(EA21)とする。 ・ 認定又は登録期間の終了日が公告日以後のものを評価対象とする。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認定証等の写しの提出を求める。

<p>季節労働者等の雇用実績</p>	<p>【評価対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設定した地域内の（総合）振興局調整課又は農村振興課発注工事で季節労働者等の雇用した実績を評価対象とする。 <p>【評価期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・去5年間の活動実績を評価する。 ・過去5年間は当該年度の前年度から起算するものとし、5年前の4月1日から前年度の3月31日までの期間に引き渡し完了した工事での雇用実績として設定する。 （公告日が令和8度の場合、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの期間とする。） <p>【評価基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事箇所と同じ市町村、隣接する市町村及び（総合）振興局管内で季節労働者及び農業者を雇用した実績を評価する。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用労働者就労状況報告書の写しの提出を求める。
<p>労働安全衛生活動</p>	<p>【評価対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価対象とする認定制度等は、建設業労働安全衛生マネジメントシステム（コスモス）、労働安全衛生マネジメントシステム（ISO45001）、労働安全コンサルタント等を活用して認定・認証取得に向けた継続的な学習 ・認定又は認証の有効期限日が公告日以後のものを評価対象とする。 ・継続的な学習とは、認定・認証取得に向けてシステムの構築、システムの運用などに関する学習をいう。 <p>【評価基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定又は認証登録により評価する。 ・労働安全コンサルタント等を活用している記録簿等により評価する。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定証等の写しの提出を求める。
<p>地域企業の活用</p> <p>※適用1は、2億5千万円以上の工事に適用する。 適用2は、2億5千万円未満の工事に適用する。 なお、地域の実情等に応じて、選択ができる。</p>	<p>適用1：地域内企業の活用比率</p> <p>【評価対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・請負額に対する、元請及び一次下請企業のうち地域内企業の施工額の割合（活用比率）を評価対象とする。 ・地域内企業とは、当該（総合）振興局が設定した地域内に「主たる営業所」が存する企業とする。 <p>【評価基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札参加者から提出される「地域内企業活用比率」（様式-6-5）により評価する。 ・「地域内企業活用比率」は、次式により算出する。 $\text{地域内企業活用比率}(\%) = \left\{ \frac{(\text{自社施工額} + \text{一次下請施工額}) \text{のうち地域内企業施工額}}{\text{請負額(予定)}} \right\} \times 100$ <p>（小数点以下切り捨て）</p> <p>自社施工額：請負費のうち一次下請施工額以外の金額（税込） 一次下請施工額：元請（自社）から一次下請企業への支払金額（税込） 請負額：入札金額（税込）</p> <p>注）元請が地域内企業及び地域外企業で構成される共同企業体である場合には、自社施工額を出資比率で按分した金額を各構成員の施工額とし、そのうち地域内企業である構成員の施工額を、「自社施工額のうち地域内企業施工額」とする。</p> <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該振興局が設定した地域内とは、（総合）振興局管内を基本とする。なお、地域の実情、工事の性格等に応じて、各（総合）振興局において設定できる。

	<ul style="list-style-type: none"> ・主たる営業所とは、次のいずれかに該当するものをいう。 a 建設業法許可申請書別表（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）様式1号別表）の主たる営業所の欄に記載されているもの。 b 会社法第27条の本店で、かつ建設業法第3条の許可を有している営業所。 <p>【履行確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・履行確認は、上記算定式により「地域内企業活用比率」を計算し確認する。 ① 地域内企業の一次下請施工額は、該当する施工体制台帳により確認する。 ② 自社施工額は、最終契約額（税込）から、一次下請施工額（総額）を差し引いて確認する。なお、共同企業体の場合は、上記【評価基準】注）と同様の扱いとする。
	<p>適用2：地域内企業の活用計画</p> <p>【評価対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域内企業を一次下請（5百万円以上）で活用する計画を評価対象とする。 ・地域内企業の元請施工を評価対象とする。 ・地域内企業とは、当該（総合）振興局が設定した地域内に「主たる営業所」が存する企業とする。 ・主たる営業所とは、次のいずれかに該当するものをいう。 a 建設業法許可申請書別表（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）様式1号別表）の主たる営業所の欄に記載されているもの。 b 会社法第27条の本店で、かつ建設業法第3条の許可を有している営業所。 <p>【評価基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・元請け施工会社・一次下請け会社の所在地により評価する。 <p>【履行確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域内企業を一次下請で活用した場合、地域企業の活用（実績）調書（様式-10）の提出を求め、支出証拠書類等により履行を確認する。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下請契約を締結した時に施工体制台帳等の写しを求める。
災害時の協力等	<p>【評価対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該（総合）振興局と「家畜伝染病発生時における埋設等業務に関する協定書」に基づき、埋設等業務に協力する企業を評価する。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業名が解る書面の写しを求める。